

# 厚生財団

財団法人 新潟県教職員厚生財団  
〒951-8516 新潟市中央区東中通1-86-73  
TEL.025(228)3581  
FAX.025(224)8830  
URL <http://www.koseizaidan.or.jp>  
E-mail [info@koseizaidan.or.jp](mailto:info@koseizaidan.or.jp)

## KOSEIZAIDAN

### 新潟県の文化財シリーズ

「白鳥の渡来地」として全国的に有名な瓢湖は、昭和29年に国の天然記念物に指定されました。平成20年には、ラムサール条約登録湿地として正式に登録され、人と野鳥が共存できる貴重な野鳥保護の渡来生息地になっています。五頭連峰を背景に、桜、アヤメ、ハスなど、四季折々に訪れる人々の憩いの場として親しまれています。



理事長 小林 幹雄

3月11日に起きた東日本大震災の未曽有の被害に息をのむ思いの毎日ですが、新年度をお迎えの団員の皆様には、充実した一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。なお、3月12日早朝の十日町市・津南町地域で発生した地震につきましては、被災校の被害調査等を行って被災校へのお見舞いを考えております。

さて、2月15日に評議員会・支部長会を開催し、平成23年度の事業計画案及び収支予算案の議決をいただきました。詳しくは、次ページ以降に概要を載せましたのでご覧ください。この評議員会・支部長会では、前年度から財団の3つの大きな課題として取り組んでいる法人制度改革の対応・創立百周年記念事業の取組・財団社屋新築についても報告し、承認されましたので、その基本的な方向についてお知らせします。

法人制度改革の対応は、1月の第4回理事会で法人制度検討委員会から審議結果の「答申」をいただくとともに定款案及び、「最初の評議員の選任方法(案)について」の予備提案をいただきました。今後は5月理事会・評議員会に定款案及び、諸規程案の承認を求めてまいります。それを受け、平成24年度中の一般財団法人移行に向けた諸準備を進めてまいります。

創立百周年記念事業については、事業推進計画に基づいて、記念品案の確定や観戦・鑑賞活動実施計画の作成などの具体的な準備を進めてまいります。また、財団百年史の刊行については、編纂計画に基づいて第1章の執筆完了及び第2章の執筆開始などを目標として、実際の執筆作業に一層の拍車をかけてまいります。

財団社屋新築については、現在地に「鉄筋コンクリート3階建」の社屋を建設することとし、建設費用は平成23年度より引当金として5年間積み立てることを承認いただきました。今後は新築計画に基づいて、具体的に3階建社屋新築構想をまとめてまいります。

なお、この3つの課題については、本号で詳しく掲載いたしておりますのでご覧ください。

日本の経済状況は長く続いている円高株安で、景気の回復が実感として伝わってこないうえに、今回の東日本大震災によりますます不安定さを増すことが懸念されます。したがって、財団としては大きな変動が予測される今後の経済状況を注視しながら財務基盤の磐石化を図ることを念頭において、より一層慎重かつ堅実な財団運営を心がけてまいります。

一層のご支援・ご協力ををお願いいたします。



■ 水原のハクチョウ渡来地(瓢湖)  
国指定文化財

写真提供  
文

阿賀野市  
阿賀野市立水原小学校長 伊藤 喜一 様

# 平成23年度 事業計画と収支予算

平成23年2月15日に第2回評議員会が開催され、平成23年度事業計画案及び収支予算案が、慎重審議の結果、議決されましたのでお知らせいたします。

## 1 新しい動向と事業内容の周知

- ①貸付利率は据え置いたまま、「普通厚生費贈与率」を前年度の0.39%から0.33%に引き下げ、財団の収支状況を考え、財務基盤強化の一端としてまいります。
- ②支部・各校長会の協力を得ながら財務基盤の強化のため、団員の勧誘活動の展開に取り組んでいきます。
- ③支部長と連携し、支部組織を生かした「伝統文化・サークル等」に対する事業助成の浸透を図るとともに、新たに各研究団体による「全県規模の研究会」開催に対する助成を始めていきます。
- ④新学協や新事研と提携して3年サイクルで開催する事務説明会（新年度は下越・新潟・佐渡地区）や新採用者説明会の充実を図ります。
- ⑤県立高等学校の「総務事務システム」への対応については、平成23年1月から試行開始をし、平成23年4月から「払込金・残高明細書」の団員個人宛発送の本実施を進めます。
- ⑥広報紙・ホームページを活用しながら団員の声を大切にした「団員一人一人の願いに応える」広報活動の充実に努めます。

## 2 中、長期的視野に立った方針の策定

- ①一般財団法人への移行に伴う財務基盤の盤石化を図るため、財務基盤の根本をなしている団員増の働きかけとして、幼稚園、高校、短大、大学等の教職員への入団の働きかけに努めます。
- ②新潟県の教育振興に寄与している各種団体、とりわけ新たに県単位の研究会に対する助成事業を行っていくことによって教育・文化事業の充実を図ります。

## 3 社屋新築推進計画

- ①現在地での社屋新築の理事会承認を受けて、平成27年度工事着工、平成28年度完工・竣工を目指して計画的に引当金を積み増していきます。
- ②3階建新築社屋の構想を練り、具体的な構想立案に取り掛かります。

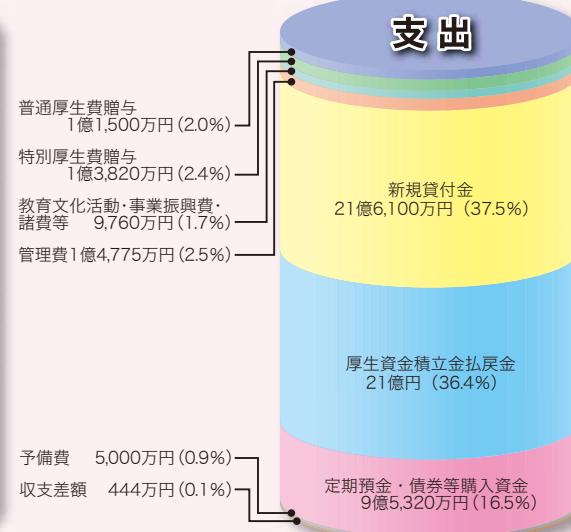
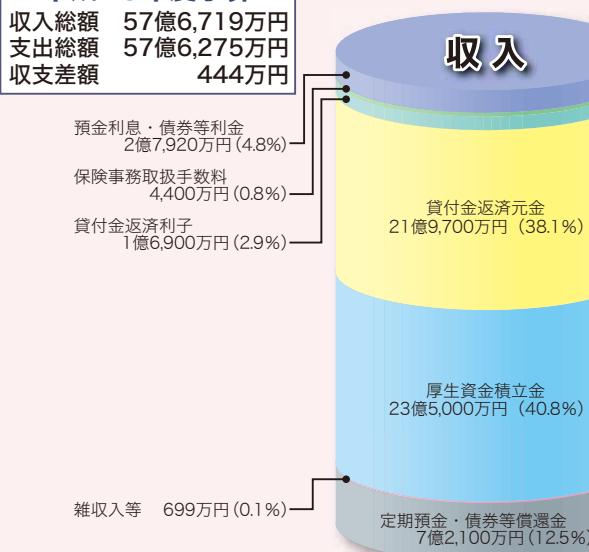
### －社屋新築推進計画の経緯－

現在の財団社屋は、昭和31年7月9日に再健されてから築後54年が経過しています。中越地震・中越沖地震を経て平成20年度に実施した耐震検査の結果、社屋の大規模改修が必要であると判定されたため、これからのがんの財団社屋をいかにしていくかの検討を開始いたしました。

そして、安全面や立地条件、団員の財産を守ることなどの観点から、現在地での社屋新築として構想をまとめるに至り、平成22年度の理事会並びに評議員会よりその承認を受けました。

## ◆◆◆ 収支グラフ ◆◆◆

### 平成23年度予算



# 平成22年度 法人制度検討委員会の取組

公益法人制度改革  
に伴う対応  
その7

1月理事会で、法人制度検討委員会から審議結果の答申をしていただきました。そこで「5つの主な検討課題」に沿って、その内容をお知らせいたします。なお、2月評議員会では、今後政府令が出そろった段階で、理事会・評議員会において、更に具体的な方向性を明確にしていくことで承認されました。

## ～公益法人制度改革に係わる移行法人等に関する答申内容～

### (1) 公益財団法人か一般財団法人への移行かどちらを選択するかについて

厚生財団が目指すべき移行法人形態は、「非営利型法人の共益的活動を目的とする一般財団法人」への移行がもっとも望ましいという結論に達した。

「公益法人」になるには、認定法第5条1号から第18号までに示されている基準にすべて適合していることである。しかし、当財団が一般財団法人へ移行した場合も、設立の趣旨である団員同士の「相互扶助に基づく事業を踏襲すること」から、特に適合困難な基準や判断する際に考慮したことは次の参考1～3のことである。

#### 参考1 【認定法第2条・第5条関係】

- ① 「公益目的事業を行うことを主たる目的とするもの」と示されている。「公益目的事業」とは、「不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定義があり、この実施が求められていること。
- ② 第8号で「その事業活動を行うに当り、第15条に規定する公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるもの」であると求められていること。

なお、「非営利型法人」とは、公益法人制度改革により、新たな非営利法人の類型として「非営利が徹底された法人」と「共益的活動を目的とする法人」に整備されたもので、一般社団・財団法人のうち法人税法上、次のように定義されている。

#### 参考2 【法人税法第2条9号】

##### ①非営利型法人

一般社団・財団法人うち、次に掲げるものは、「非営利型法人」として、法人税法上「公益法人等」として取り扱われる。

##### ア 非営利が徹底された法人

・その事業により利益を得ること又は得た利益の分配することを目的としない法人

##### イ 共益的活動を目的とする法人

・その会員から受け入れる会費により、当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人

##### ②非営利型以外の法人

一般社団・財団法人のうち、非営利型に該当しないものは、法人税法上、普通法人として取り扱われる。

#### 参考3 【法人税施行令第3条2項】

共益的活動を目的とした法人については、次のように規定されている。

- ① 会員相互の支援、交流、連絡その他会員に共通する利益を図る活動を主たる目的としていること。
- ② その定款に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又はその金銭の額を評議員会の決議により決定する旨の定めがあること。
- ③ その主たる事業として収益事業を行っていないこと。
- ④ その定款に特定の個人又は団体に剩余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- ⑤ その定款に、解散したときはその残余財産が特定の個人または団体に帰属する旨の定めがないこと。
- ⑥ ①から⑤及び⑦に掲げる要件のすべてに該当した機関において、特定の個人又は団体に剩余金の分配その他の方法により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- ⑦ 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は三親等内の親族その他の理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数が理事総数に占める割合が3分の1以下であること。

### (2) 公益目的財産額及び公益目的支出計画について

平成21年度決算額を基に公益目的財産額を算出した場合においては、公益目的支出計画作成の必要はないと思定される。

#### 参考4 【公益目的財産額】

- ① 認可を受けようとする特例民法法人は、当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額（公益目的財産額という）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（公益目的支出計画）を作成しなければならない。【整備法第117条関係】
- ② 公益目的財産額は純資産（正味財産額）の額であるが、土地・有価証券等の時価評価資産は時価で計算する取扱いがあるため、貸借対照表上の純資産額とは必ずしも一致しない。【整備法第119条関係】
- ・公益目的財産額＝簿価純資産 + (資産評価益 + 資産評価損)

**参考5 【公益目的支出計画】**

- ① 特例民法法人が一般財団法人へ移行認可を申請する場合は、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費する計画を作成しなければならない。また、公益目的財産額が零円になるまで公益目的事業を実施しなければならない。【整備法第119条関係】
- ② 公益目的事業とは、認定法に定める事業であり、法人が行う事業が公益目的事業にあたるかどうかは、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関によって判断される。【整備法第117条関係】
- ③ 従来の主務官庁が「公益的な活動」としてこれまで認められて来た事業を実施することもできるが、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が指導監督基準に照らし合せて公益に相応しくないと判断された場合は認められない。【整備法第117条関係】
- ④ 公益目的財産額に相当する金額を認定法に定める公益団体等に対して、寄付することも可能である。【整備法第117条関係】

今後、仮に移行申請までに公益目的財産額が発生した場合は、現在の実施事業である「県民のための教育・文化活動」を、当該公益目的事業に据えて公益目的支出計画を作成し、公益目的財産額が零円になるまで縮減をしていくことが妥当と考える。

**(3) 移行に伴う新たな法規制に対する対応について****I. 保険業法にかかる対応**

現在、財団が実施している厚生費贈与事業は、新法人に移行登記と同時に保険業法の対象となる。そこで、現時点で特別厚生費の中で10万円を超える給付金は、保険業法に定める社会通念上妥当な金額に減額して、これまでどおりに実施することが望ましいと判断した。

**参考6 【公益法人に係る保険業法の概要】（金融庁の資料より）**

保険（共済）事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記（公益及び一般社団・財団いずれの場合も）とともに、保険業法の規制対象となる。よって新法人への移行期限までに、保険業法に則した対応をしなければならない。

- ① 小規模短期保険業者に登録して継続する。
- ② 保険会社に対して共済事業を譲渡して継続する。
- ③ 制度共済（生協・事業協同組合など）に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④ 納付額金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内（10万円）に変更して継続する。
- ⑤ 保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して継続する。
- ⑥ 経過措置として認められた認可特定保険業者として現在の規模で事業を継続する。

**II. 貸金業法にかかる対応について**

貸付事業は、財団の相互扶助の一貫として団員にとって大きな役割を果たしてきた事業である。そして、団員の貸付事業に対する切実な要望がある以上は、貸金業法を遵守しながら事業を継続していくことが望ましいと判断した。そのためには、貸金業法に対応した次の事項について計画的に準備を進めていく必要がある。

**【予想される新たな対応】**

貸金業法に係わって次の事に対応していかなければならない。

- ① 貸付業者への参入条件としての貸金業務取扱主任者を配置する。
- ② 個人情報を登録するための信用情報機関制度へ加入する。
- ③ 借入者に返済計画表の確認を得るためのシステムを構築する。
- ④ 総量規制に対応して、借入限度額を年収の3分の1に積立金を加えた額とする。  
(積立金は担保となるため年収より除外される。)
- ⑤ 住宅資金と自動車資金は、貸付の条件により貸付は可能となるが、次の要件が必要となるため検討が必要である。
  - ・住宅資金は、債務者の返済能力により総量規制から除外
  - ・自動車資金は、自動車の所有権が債権者の場合は総量規制から除外

**参考7 【貸金業法改正等の概要】（金融庁資料より）**

改正貸金業法を受けて、一般財団法人へ移行した場合は、同法で定められた次のような要件を遵守しなければならない。

①貸金業者への参入条件	・準資産が5,000万円以上 ・貸金業務取扱主任者の配置
②貸金業協会への加入	・過剰貸付け防止等のルール制定を義務付け
③行為抑制の強化	・トータル元利金負担額の書面を事前交付
④過剰貸付の抑制	・総借入額が年収の3分の1の総量規制 ・返済能力の義務付け ・指定信用情報機関制度への加入 ・50万円超の借入は年収証明が必要
⑤総量規制において、規制から「除外」または「例外」となる貸付	・不動産購入のための貸付（除外） ・自動車購入のための担保貸付（除外）

## (4) 移行に伴う定款及び規程等の見直しについて

一般財団法人への移行を選択したことにより、公益法人関連法及び公益法人税制に則した定款や諸規程等の見直しとその整備、それに伴う組織体制の再構築が必要である。

- ① 定款は「一般社団・財団法人法等の規定に適合していること」が移行審査の重要な要件である。特に、公益法人制度関連法では、評議員及び評議員会、理事及び理事会、監事及び監事會等の権限等が従来と大きく変わったため組織体制の再構築が必要である。
- ② 一般財団法人への移行に伴う事業の見直しは、財団の将来の方向を決める重大な事柄である。これを契機に財団のあり方や事業の見直しを図り諸規程等の整備を進めることが必要である。

### 【今後、見直しをすべき事項】

- ① 支部再編と評議員数及びそれに伴う理事会の構成を整備する。
  - ・市町村合併及び新潟市の政令市への移行に伴う支部の再編成
  - ・定款の制定に伴う理事の構成と理事数
- ② 厚生資金積立金及び継続団員の入退団資格の見直しを図る。
  - ・財団の収支から見た適正な厚生資金積立額と継続団員の定年制の導入
- ③ 公益法人制度に伴う公益法人関係税制を踏まえて、収支バランスの取れた事業の見直しと資産運用規程の整備を図る。
- ④ その他、定款の制定に伴い関連する諸規程等を整備する。

## (5) 移行申請時期と手続きについて

特例民法法人は、新制度の施行から起算して5年を経過するまでの期間（平成25年11月末日まで）に新法人へ移行を完了しなければならない。そこで、移行申請にあたっては、新法人の事業内容及び現在受けている優遇税制の恩恵等を勘案して、平成24年度中に移行の完了を目指すことが、適当であると判断した。

### 参考8 【移行までの予定】

- ① 理事会に定款の変更案及び最初の評議員の選任方法案について報告し軽微な修正については、事務局一任の了解を得る。（平成23年1月理事会）
- ② 最初の評議員の選任方法(案)についての承認、その後旧主務官庁へ認可申請（平成23年5月理事会・評議員会で選任方法の承認と選定委員の決定）
  - ・特例民法法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて、理事が定めなければならない。（整備法92条）したがって、移行認可前に、最初の評議員の選任方法について、旧主務官庁に認可申請をしておく必要がある。
- ③ 一般法上の最初の評議員、代表理事、業務執行理事、会計監査人を附則した定款の変更の案の決定・承認（平成24年5月理事・評議員会）
  - ・特例民法法人が一般財団法人への移行認可を受けるためには、定款の変更の内容が一般社団・財団法人法に適合することが必要であり、移行認可申請書には、定款の変更案に係る書面を添付しなければならない。【整備法117条1号・整備法120条2項2号】
- ④ 公益目的財産額の算定と公益目的支出計画の作成（平成24年6月頃を予定）
  - ・特例民法法人が一般財団法人への移行認可を受ける要件として、公益目的支出計画が適正かつ、確実に実施すると見込まれることが要求される。
- ⑤ 行政庁への移行認可申請（平成24年9月頃を予定）
  - ・定款の変更案・公益目的財産額の計算書類、財産目録、貸借対照表及び財務諸表、公益支出計画書等の書類を提出する。
- ⑥ 登記申請
  - ・移行認可を受けてから2週間以内に設立の登記をしなければならない。
  - ・登記した事を遅滞なく行政庁・旧主務官庁へ届出る。
- ⑦ 公益目的財産額確定手続
  - ・移行登記の前後で事業年度が区分（特例民法法人と一般社団・財団法人）されるため、移行登記日の前日に公益目的財産額を再計算して確定手続きをする。

## (6) 終わりに

法人制度改革関連の基本法である「一般社団・財団法人法」、「公益法人認定法」、「整備法」を中心として、その対応について検討を進めてきた。今後は、この度の新法に対応した形で、設立の趣旨である一人一人の団員の「相互扶助による更なる福利厚生の充実」を目指すため、具体的に事業を見直し、検討を行っていくことが重要である。そのことが、新しい「一般財団法人」としての魅力を兼ね備え、しかも、一人一人の団員にとって大切な「新潟県教職員厚生財団」を創り出していくものと確信しているからである。

なお、事務局は、今後も法人制度改革関連及び貸金業法関連の情報収集に努めるとともに、適時、理事会及び評議員会に新制度への対応状況を報告し、承認を求めながら、円滑な法人移行を果たされるよう求める。

## 新潟県教職員厚生財団「創立百周年記念事業」の準備状況について その5

平成23年1月の理事会と2月の評議員会で、平成22年度に行われた2回の実行委員会で検討してきたことなどを報告し、承認されました。

### 全体計画細案と各専門部計画細案による事業推進について

作成した全体計画細案にしたがって、記念事業内容が正式に決定し次第、予算化を図っていくことになります。そこで、実行委員会では記念事業内容の決定に向けて、記念事業内容と予算とを今後も継続して検討していきます。また、財団事務局は各専門部細案に基づき、記念事業の具体的な準備を進めていきます。そのため、細案の準備等細部の修正等は財団事務局に一任することが併せて承認されました。

### 平成22年度の各記念事業推進の取組と課題

「記念式典・祝賀会」は、午前中の定例評議員会・理事会に引き続き、午後日程での開催になります。また、式典・祝賀会のあり方等を報告し、承認されました。今後は、式典・祝賀会内容をさらに具体的にしていきます。

「全団員への記念品贈呈」に向けた取組として、現職団員および継続団員の記念品、記念品単価や送付方法について報告しました。今後は、百周年の記念品としてふさわしいと団員の皆様から感じていただける記念品の決定に向けて取り組みます。

「観戦・鑑賞活動助成」の取組では、観戦対象を新潟市でのプロ野球とプロサッカーに限定することの意義、上・中・下越の鑑賞チケット確保数、事業が2年間（平成24年度と平成25年度）にわたること等について報告しました。今後は、観戦や鑑賞を通して団員の皆様から財団の百周年を実感していただけるように、観戦・鑑賞内容の吟味・選定を進めていきます。

「新規事業の創設・提示」では、実行委員会で進めてきた新規事業創設の基本的な考え方や新規事業創設に向けた推進計画の検討等の具体的な取組を報告し、承認されました。今後は、将来、法人移行をした場合のことを具体的にイメージしながら、新規事業創設の意義等についてさらに検討していきたいと考えています。

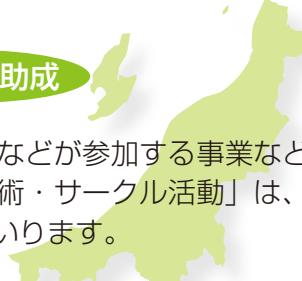
### 財団百年史の刊行

平成25年12月の刊行を目指して、平成22年度は3回の編纂委員会を開催しました。そして、第1章、第2章、第3章の内容構成案が順次固まってきた。また、執筆者による執筆も始まりましたし、執筆された原稿の検討準備も進んでいます。今後は、刊行に向けて、事務局と執筆者、編纂委員会、監修委員会が緊密に連携を取り合いながら、執筆が計画通りに進むようにしていきたいと考えています。

## 新潟県民のための教育・文化活動

### 伝統文化芸術・サークル活動

普通事業助成



厚生財団では適当と認める新潟県の教育振興団体や一般の地域住民などが参加する事業などに助成を行っています。多くの団体からご利用いただく「伝統文化芸術・サークル活動」は、今年度より申請の受付期間を拡げ、さらに幅広い支援に取り組んでまいります。

#### ■助成対象

- ① 子供の健全育成を目指した地域の伝統文化・芸術の継承活動
- ② 複数校の教職員で構成する研究・研修を目的としたサークル活動等

#### ■申請期間

平成23年6月から平成24年2月末まで

#### 助成申請をされる団体へ

申請をするには財団支部長の推薦が必要となります。前年度に助成を受けた団体も改めて申請をしてください。

#### [申請方法]

団体の代表者が支部長から「伝統文化芸術・サークル活動等助成申請書」を受け取り、申請書に記載の添付書類を揃えて厚生財団へご提出ください。助成額（上限10万円）を決定し、申請いただいた月末に指定の口座へ送金します。

## 平成23年度各種利率のお知らせ

今年度は普通厚生費の贈与率を前年度から引き下げる一方で、団員のニーズにお応えする貸付金の貸付利率は据え置きました。

種 別	利率(年)	備考
普通厚生費	0.33%	引き下げ
一般資金貸付金	生活資金	2.10% 据え置き
	自動車資金	2.10% //
	結婚資金	2.10% //
	入学資金	1.50% //
	学資金	1.50% //
	災害資金	1.50% //
住宅・宅地資金貸付金	2.10%	//

## 普通厚生費の贈与について

平成22年度分の普通厚生費（0.39%相当額）を年度末に積立金に繰り入れました。

普通厚生費の繰入額は、4月分の「払込金のお知らせ（メールシーラー）」にてご確認ください。

## 事業案内

### 総合健診（人間ドック）等補助

団員の皆さまの健康維持をサポートする人間ドックの受診料補助制度です。

【補助金額】 ○日帰りドック 1万5千円 ○一泊二日ドック 2万5千円

○オプション検査（指定）1千円～4千円

※他の補助・割引制度との重複はできません。

※オプション検査の内容が人間ドックに含まれていたり、年齢や医師の指導によって自己負担が各検査の補助額以下になるときは補助いたしません。

人間ドック補助の有無にかかわらず自己負担でオプション検査を受診された場合でも補助が受けられます。

【請求書類】 受診予約申込カードまたは総合健診等の受診料補助金請求書（受領書の写し添付）  
【手続きについて】

厚生財団が契約を結ぶ県内5つの健診機関とそれ以外の医療・健診機関とでは手続きが異なります。手続きいただく際は「総合健診（人間ドック）等受診料補助制度について」をご覧ください。

（現職団員は3月に各所属へ、継続団員は4月に個人宅へそれぞれお送りしております。）

### 特別厚生費 就学祝金

新しく小学1年生になられたお子様をお持ちの団員へ贈与します。  
さらにお子様への記念品も差し上げます。

【贈与額】 2万円

【請求書類】 就学祝金請求書

就学祝記念品 ①②③（各2色）の中からいずれか1つ

①非常ブザー



持ち運びやすいミニサイズの  
ブザーです。ライト付き。

②光る自転車シール



だおど便  
させいみもな  
の使口  
長用ルタ  
にきまつ  
てごはので  
くでな

③光るランドセルシール



シートベルトのフタはもちらん  
できるシールセットです。

就学祝金を送金した後にお送りする「就学祝記念品申込書（送金案内書に同封）」にてお申込みいただきます。

## 平成23年度 開催のお知らせ

### ●継続団員連絡会

今年度の開催は次のとおりです。継続団員の皆様へのご案内は8月頃を予定していますが、あらかじめご都合を合わせのうえ、多数のご参加をお待ちしています。

地区	開催日	会場
上越地区	9月 1日(木)	ホテルハイマート
中越地区	9月 7日(水)	ホテルニューオオタニ長岡
下越地区	9月16日(金)	ANAクラウンプラザホテル新潟
佐渡地区	10月 7日(金)	両津やまきホテル

### ●事務連絡会

新学協と連携して各所属の事務担当者との連絡会を開催して円滑な事務運営に努めます。

今年度は佐渡・新潟・下越地区で開催します。

地区	開催日	会場
佐渡地区	7月11日(月)	八幡館
新潟地区	7月12日(火)	新潟市産業振興センター
下越地区	7月15日(金)	新発田カルチャーセンター

### 日程の変更について

### ●退職を祝う会

前号にて「退職を祝う会」のお知らせをしましたが、下記のとおり上越地区的開催日を変更します。  
関係の皆様には何卒ご了承願います。

地区	開催日	会場
上越地区	6月10日(金)	やすね

### お忙しいところありがとうございました！

#### ◎積立月額の変更

団員の皆様から給料月額とともにご報告いただいた積立月額は3月から変更しました。積立月額が規定額を下回った団員は自動的に規定額を積立月額に変更しています。

#### ◎監査法人による積立金・貸付金の残高確認

多くの方々からご回答いただき調査を終了いたしました。調査対象に選ばれた方々には感謝申し上げます。

### ◇例月控除追加の払い込みについて◇

貸付金の返済に任意の金額を上乗せして払い込みができる例月控除追加を希望する団員はお申し出ください。お申し出いただいた年度（3月請求まで）において返済月額と例月控除追加金（お申し出の金額）を合算して厚生財団から請求します。計画的に且つ早期に完済したい方にオススメです。

※前年度に利用されていた方も改めてお申し出ください。

### 事務局からのお知らせ

- ・年度の初めは、就学祝金や結婚祝金などの特別厚生費において送金事務が遅れることがありますので、予めご了承ください。
- ・多くの教職員の方々からご入団いただくことが事業のより一層の充実に繋がると考え、今年度の新採用の方々に対して厚生財団の案内を差し上げています。更なる入団促進のために、団員の皆さまからも厚生財団への入団をお勧めいただこうよお力添えをお願いいたします。

**新年度もよろしくお願い致します**  三井生命

こたえる保険

**ドクトルX**  
あなたの人生の“どんなときも”力強くサポート

厚生財団員皆様の様々なニーズにおこたえし、生活設計のお手伝いをさせていただきます。

弊社の担当職員がご訪問させていただいた折にはお気軽にお声をお掛け下さい。

新潟支社 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1-3-10 三井生命ビル8F  
TEL 025-243-6877

D-23-1016 (H23.3) 使用期限H23.4